

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年11月11日

大磯町個人情報の保護に関する条例の制定について

資 料

条例制定の背景	-----	1
制定内容	-----	2～4
今年度のスケジュール	-----	4

総 務 課

大磯町個人情報の保護に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を背景に、令和3年5月に公布された「デジタル社会形成整備法」において、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われ、個人情報の保護に関する公的部門と民間部門それぞれの法律と条例が一元化されることとなりました。これにより、全国的な共通ルールを法律で設定され、各地方公共団体が定める条例による制度運用から、個人情報保護法の直接適用となり、法に基づく制度運用に変わることとなります。

そのため、現行の「大磯町個人情報保護条例」（以下「現行条例」という。）による制度運用から、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）による制度運用に移行する必要があることから、現行条例を廃止し、改正法の施行に関し必要な事項その他制度運用に必要な事項を定める条例を新たに制定するものです。

個人情報保護法見直しの全体像

【改正前】



一元化

【改正後】



2 制定内容

条例の構成

第1条（目的）

この条例の目的として、①改正法の施行に関して必要な事項を定めること、②その他個人情報保護制度の運用に際して必要な事項を定めることであることを定めます。

第2条（定義）

この条例で用いる用語の定義を定めます。

○「町の機関」は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とし、議会はその対象には含まれません。

○その他の用語は、改正法及び施行令で使用する用語の例によることとします。

第3条（個人情報取扱事務登録簿）

現行条例で、個人情報を取り扱う事務について、取り扱う個人情報の内容や目的などを示した帳簿として備えることとしていた個人情報取扱事務登録簿を、引き続き備えることについて定めます。

第4条（開示請求の手続）

個人情報の開示請求を行う際に記載すべき事項として、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項とすることを定めます。

第5条（開示決定等の期限）

個人情報の開示請求があった場合に、開示、不開示等の決定を行う期限について定めます。

○決定期限…改正法では個人情報開示請求があった日から30日以内に決定することとされているところ、現行条例と同等の14日以内に決定することを定めます。

○延長期限…改正法では上記決定期限内に決定することが困難である場合には、決定期限に加えて30日を上限に延長することができることとされているところ、改正法の規定と同様に30日を上限に延長することを定めます。

第6条（開示決定等の期限の特例）

著しく大量な個人情報の開示請求があった場合の特例の対象となる日数について定めます。

○特例延長…改正法では決定期限に延長期限を加えた日数（60日）以内に決定することが、事務の遂行に著しい支障が生じる恐れがある場合を対象としているところ、第5条において決定期限を短縮していることを鑑み、その日数を44日以内とすることを定めます。

第7条（開示請求にかかる手数料等）

個人情報の開示請求があった場合に、請求者に求める手数料等について定めます。

○手数料……………無料とします。

○その他請求者に求める費用…実費負担（コピー代等）を求めることとします。

第8条（訂正請求の手続）

個人情報の訂正請求を行う際に記載すべき事項として、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項とすることを定めます。

第9条（利用停止請求の手続）

個人情報の利用停止請求を行う際に記載すべき事項として、改正法に掲げる事項のほか、規則で定める事項とすることを定めます。

第10条（個人情報保護審査会の設置及び組織）

開示決定等に対する審査請求がされた場合の審査機関として、個人情報保護審査会を設置することを定めます。

また、大磯町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等に対する審査請求のための機関としての役割をもたせることを定めます。

第11条（審査請求についての調査審議の手続における定義）

審査請求についての調査審議の手続における用語の定義について定めます。

第12条（審査会の調査権限）

審査会の調査権限として、諮問庁に保有個人情報の提示を求めることができることを定めます。

第13条（委員による調査手続）

前条の規定による保有個人情報の提示があったときに、委員に閲覧させることができることについて定めます。

第14条（提出資料の写しの送付等）

審査請求人等から資料又は主張書面の提出があった場合に、行政不服審査法の規定とは異なり、提出者以外の審査請求人等に資料を送付することを定めます。

第15条（行政不服審査法の準用）

審査請求に対する調査審議については、第12条～第14条の規定のほか、行政不服審査法の規定を準用することを定めます。

第16条（個人情報保護制度運営審議会）

個人情報保護制度に係る諮問機関として、個人情報保護制度運営審議会を設置することを定めます。

また、大磯町議会からの諮問事項にも応じる機関としての役割をもたせることを定めます。

第17条（運用状況の公表）

条例の運用状況について、毎年公表することを定めます。

第18条（委任）

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとします。

附則第1条（施行期日）

条例の施行期日は、改正法の施行期日である令和5年4月1日とすることを定めます。

附則第2条（大磯町個人情報保護条例の廃止）

条例の施行に伴い、現行条例を廃止することを定めます。

附則第3条（経過措置）

条例の施行に伴う現行条例との経過措置について定めます。

3 今年度のスケジュール

令和4年6月	個人情報保護制度運営審議会に制度見直しについて意見聴取
令和4年7月	総務建設常任委員会協議会に制度見直しについて説明
令和4年8月	新条例骨子（案）に対するパブリックコメント実施
令和4年9月	個人情報保護制度運営審議会への新条例（素案）の諮問
令和4年10月	個人情報保護制度運営審議会からの新条例（素案）への答申
令和4年11月	総務建設常任委員会協議会に新条例（案）説明
令和5年3月まで	議会に新条例制定議案の提出 新条例制定に伴う住民周知、職員周知
令和5年4月	改正個人情報保護法の施行、新条例施行